

広島県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年五月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、くじを行う日が広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第一号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときの当該くじを行う日は、選挙管理委員会委員長が別に定めるものとする。

別記第四号様式備考を次のように改める。

備考

- 一 寸法は、縦三十センチメートル以上横十五センチメートル以上とする。
- 二 平成 年 月 日執行の表示は、第何回とすることができます。

別記第五号様式の二備考中第二号の次に次の一号を加える。
三 平成 年 月 日執行の表示は、第何回とすることができます。
別記第二十一号様式その一備考中第三号の次に次の一号を加える。

- 四 平成 年 月 日執行の表示は、第何回とすることができます。
別記第二十一号様式その二備考中第三号の次に次の一号を加える。
- 四 平成 年 月 日執行の表示は、第何回とすることができます。
別記第二十四号様式備考を次のように改める。

備考

- 一 寸法は、縦四十五センチメートル以上横六十センチメートル以上とする。
- 二 平成 年 月 日執行の表示は、第何回とすることができます。
別記第二十六号様式備考中第二号の次に次の一号を加える。

三 平成 年 月 日執行の表示は、第何回とすることができます。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。